

秩父市下水道事業経営戦略

計画期間：令和6年度 ～ 令和15年度

令和7年2月

履歴

策定	令和3年3月（計画期間：令和3年度～令和12年度）
改定	令和7年2月（計画期間：令和6年度～令和15年度）

目 次

はじめに	1
公共下水道事業	3
1 事業概要	3
(1) 事業の現況	3
(2) 民間活力の活用等	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	4
2 将来の事業環境	4
(1) 処理区域内人口の予測	4
(2) 有収水量の予測	4
(3) 使用料収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	5
3 経営の基本方針	5
4 投資・財政計画（収支計画）	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	6
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	7
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8
6 経費回収率の向上に向けたロードマップ	9
7 原価計算表	10
【別紙】投資・財政計画（収支計画）	11
農業集落排水事業	13
1 事業概要	13
(1) 事業の現況	13
(2) 民間活力の活用等	14
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	14
2 将来の事業環境	15
(1) 処理区域内人口の予測	15
(2) 有収水量の予測	15
(3) 使用料収入の見通し	15
(4) 施設の見通し	15
(5) 組織の見通し	15

3 経営の基本方針	15
4 投資・財政計画（収支計画）	16
(1) 投資・財政計画（収支計画）	16
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	16
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	17
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	17
【別紙】投資・財政計画（収支計画）	18
戸別合併処理浄化槽事業	21
1 事業概要	21
(1) 事業の現況	21
(2) 民間活力の活用等	22
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	22
2 将来の事業環境	22
(1) 処理区域内人口の予測	22
(2) 使用料収入の見通し	22
(3) 施設の見通し	23
(4) 組織の見通し	23
3 経営の基本方針	23
4 投資・財政計画（収支計画）	23
(1) 投資・財政計画（収支計画）	23
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	23
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	24
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	25
【別紙】投資・財政計画（収支計画）	26
経営比較分析表	29

余 白

はじめに

【目的】

下水道事業は、生活排水などの汚水を排除し、公共用水域の水質保全や、生活環境の改善に資するとともに、大雨等による浸水被害を軽減し、住民の快適で安全な生活環境を維持する重要な役割を担っています。

しかし、下水道事業の経営環境は厳しく、人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、安定した経営の継続が困難になっています。

経営環境が厳しさを増す中、将来にわたり事業を継続するためには、中長期的な視点に立ち、徹底した経営の効率化・健全化に挑戦していくことが重要です。

本経営戦略は、秩父市の下水道事業が直面する様々な課題を整理するとともに、中長期的な視点から将来の投資・財源を適切に設定することで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を達成し、安定した事業継続を図るものです。

私たちの命と暮らしを守る大切な下水道事業を後世につなぐために、「秩父市下水道事業経営戦略」に基づいた各種事業を展開してまいります。

【留意点】

- ① 秩父市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業の3つの汚水処理事業を行っています。
- ② 令和6年度から公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業を統合したため、これまで個別に策定していた経営戦略を一本化していますが、各事業ごとに今後の投資需要及び財源を見込むことが重要であることから、収支計画等については3事業それぞれ策定します。
- ③ 公共下水道事業における「経費回収率の向上に向けたロードマップ」等、本経営戦略の一部は社会資本整備総合交付金（国土交通省所管）の交付要件となっています。
- ④ 本経営戦略における財源試算は仮定に基づく試算であり、実際に使用料改定を行うことを決定するものではありません。使用料改定の実施時期等については、社会経済情勢等を考慮しながら慎重に判断します。

余 白

秩父市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秩父市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和39年度 (56年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用) (平成31年4月1日)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	33.6 人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区(中央処理区)、4処理分区 (中央分区(昭和46年)、北部第1分区(昭和46年)、影森分区(昭和62年)、北部第2分区(平成9年))		
処 理 場 数	1施設 (秩父市下水道センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し(単独で終末処理を行っている事業)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	・ 現行使用料体系は令和2年11月1日に改定（前回使用料改定年月日：平成9年5月1日） ・ 基本使用料と従量使用料を併用する二部使用料制 ・ 基本使用料(1,810円)には、基本水量20 m3 を設定(2か月) ・ 従量使用料には、累進制を採用(105 円/m3～205 円/m3)				
業務用使用料 体系の概要・考え方	・ 公衆浴場は、保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、県内一律の入浴料金の統制を受けることを考慮して、公衆浴場用の使用料体系を設定 ・ 基本使用料(13,000円)には、基本水量600 m3 を設定(2か月) ・ 従量使用料は、40 円/m3 を設定				
その他の使用料 体系の概要・考え方	設定なし				
条例上の使用料*2 (2 0 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,151 円(税込)	実質的な使用料*3 (2 0 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,456 円(税込)
	令和4年度	2,151 円(税込)		令和4年度	2,482 円(税込)
	令和5年度	2,151 円(税込)		令和5年度	2,516 円(税込)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	○下水道課13名 ○ 課長(課統括) ○ 公共下水道 9名 (他事業との兼務あり) ○ 農業集落排水 1名 ○ 戸別合併処理浄化槽 2名 ●下水道センター4名 ● 公共下水道 4名
事 業 運 営 組 織	平成22年度の機構改革により、それぞれ別の部局で所管されていた公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業を下水道課の所管として集約し、令和6年度には会計についても一つの公営企業会計として統合しました。なお、下水道センターの運営及び管理に関することは下水道センターが担当しています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	◇ 管路施設 管路施設の点検、調査、清掃、改築工事等を民間委託しています。 ◇ 処理場・ポンプ場 処理場・ポンプ場の運転管理、水質検査、汚泥処分、設備保守点検業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	◇ 消化ガス 汚泥処理の過程で発生する消化ガスの一部は、消化槽の加温に使用しています。 ◇ 汚泥利活用 平成27年度の下水道法改正(発生汚泥等の利活用)に伴い検討を行った結果、消化ガス発電については、処理規模が小さいことからコストメリットが小さいと結論を得ました。堆肥化については、コストメリットが大きいことが示されましたが、実現可能性についての詳細調査は実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	◇ 土地の有効利用 汚水の高度処理施設の将来的な整備構想に備えて確保している処理場用地の一部を、「尾田蒔・下郷デニスコート」用地としてスポーツ所管課へ貸付しています。

*4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測にあたっては、第二期秩父市総合戦略に示されている行政区域内人口推計と同様の減少率に基づき推計しています。令和5年度末時点の処理区域内人口実績は32,828人、令和15年度末時点の処理区域内人口見込みは28,907人、10年間で3,921人が減少する見込みとなっています。

(2) 有収水量の予測

事業計画区域面積に対する処理区域面積の割合である整備率は令和5年度末時点で89.9%であり、整備がほぼ完了していることから、今後の有収水量については、処理区域内人口の減少に伴い、減少していくものと推測されます。令和5年度末時点の有収水量実績は3,504,684m³、令和15年度末時点の有収水量見込みは3,340,738m³、10年間で163,946m³が減少する見込みとなっています。

(3) 使用料収入の見通し

令和5年度の使用料収入は 440,870千円(税抜)、使用料単価は 125.8 円/m³ であり、国が最低水準として要請する全国平均単価の 150 円/m³ を下回っています。

令和元年度に開催した秩父市下水道事業審議会の答申を踏まえて、令和2年11月1日に平均改定率29%の改定を行いました。年々有収水量が減少するに伴い、使用料収入も減少していくことが予想されます。

使用料の見直しについては、過去に開催した秩父市下水道事業審議会の答申においても、概ね5年度ごとに行うことが適当とされていることから、国が最低水準として要請する使用料単価 150 円/m³以上を確保するための検討を進め、その後も概ね5年ごとに見直しを行う予定です。

(4) 施設の見通し

秩父市公共下水道事業は、昭和27年に事業認可を受け、下水道整備に着手してから約70年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。令和5年度末時点の管渠老朽化率は28.9%であり、下水道管布設延長214kmのうち61.9kmが法定耐用年数である50年を超えている状況です。

また、処理場(昭和55年供用開始)、大畑汚水中継ポンプ場(昭和60年)、武之鼻汚水中継ポンプ場(昭和62年)、影森汚水中継ポンプ場(平成5年)、大野原汚水中継ポンプ場(平成12年)についても電気設備、機械設備の老朽化が進んでおり、令和5年度末時点の有形固定資産減価償却率は57.0%となっています。

施設の更新需要は、今後も年々増加する見込みであるため、国の交付金等を活用し、投資の平準化を図りながら、令和2年3月に策定した『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づいた計画的な施設の更新に努めていきます。

(5) 組織の見通し

令和6年4月1日から、公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業の3事業を一つの公営企業会計として経営を開始したことにより、組織においても事務の効率化と弾力的な経営が見込まれます。

下水道事業を取り巻く経営環境は、使用料収益の減少と老朽化施設の更新需要の増大により厳しさを増す中、経営効率化のための人員適正化に努めます。

施設の維持管理や更新業務を担う技術者の確保が困難な中、安易な人員削減により事業の継続が危ぶまれることのないよう人員適正化については慎重に検討を進める必要があります。検討にあたっては、近年頻発する災害にも対応しうる職員の確保や各種研修制度の活用による人材育成、施設の維持管理と更新を一体として民間事業者へ委ねる「ウォーターPPP」の導入など、あらゆる視点から人員適正化の方策を探ります。

3. 経営の基本方針

荒川源流域の水環境を守るという責務を果たすため、地域住民の理解を得ながら下水道関連施設の維持管理と計画的な更新を図るとともに、全体計画区域の精査と施設の長寿命化、財政の健全化により、事業の最適化を推進します。

◇ 下水道関連施設の老朽化対策と財源の確保

『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づく施設の老朽化対策を着実に実施するために、国の交付金や企業債を適切に活用しながら適正な下水道使用料を設定し、財源確保に努めます。また、下水道施設の長寿命化や施設の維持管理と更新を一体として民間事業者へ委ねる「ウォーターPPP」の導入について検討するとともに、先進技術を活用した経営の効率化に努めます。下水道未整備地区については、地域の実情に応じた最適な汚水処理システムについて検討するため、下水道事業の全体計画区域の見直しを行います。

◇ 徹底した経営努力による財政の健全化

下水道使用料の改定は、住民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、経営の合理化による事業費の縮減及び下水道使用料以外の収入財源の確保に努めるなどの徹底した経営努力を行い、下水道使用料の改定率の低減化を図り、最小の経費で最大の効果を生む事業運営を行います。今後も有収水量の減少による使用料収入の減少が予測される中、持続可能な下水道事業の構築のためには、中長期的な視点から投資・財政計画を適時見直す必要があることから、経営戦略の改定においては、その投資計画の前提となるストックマネジメント計画をもとに、財政計画との均衡を図るよう分析、評価、改善を行います。

◇ 経営状況の「見える化」による住民理解の促進

下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し理解を得ることが重要です。引き続き「経営比較分析表の公表」「公営企業会計の適用」「経営戦略の策定・改定」を通じて経営状況を「見える化」し、情報の共有を図ります。また、下水道使用料改定などの利害が複雑に絡み合う課題に対しては「下水道事業審議会」「住民説明会」「パブリックコメント手続き」等を通じ、住民や専門家の意見を広く反映することで、より公正な行政執行を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙「投資・財政計画(収支計画)」のとおり (11～12ページ参照)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	『秩父市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月策定)』に基づき、計画的かつ効率的な施設の管理に努めていきます。 ○ 管渠の緊急度Ⅰ+Ⅱの割合 投資なしの場合: (R3) 38% → (R12) 50% 投資ありの場合: (R3) 38% → (R12) 42% ○ 処理場・ポンプ場の健全度2以下の施設・設備の割合 (R3) 約40% → (R23) 約5%
-----	---

緊急度: 改築や修繕の必要性の程度を示す管渠に対する指標であり、対策が必要と判断された施設において、対策を実施すべき時期を定めたもの。緊急度が高い順にⅠ～Ⅲ、劣化なしで表す。

健全度: 評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標であり、状態監視保全施設の診断の際に修繕、改築等の対策手法の判断を行うためのもの。健全度が高い順に5～1で表す。

◇ 投資の目標に関する事項

単年度における上限の設定と年度間の平準化を行ったことから、より現実的で達成可能な投資計画を設定しています。予算の制限を設けたことにより、ある程度の不具合発生リスクを抱えますが、使用者に対する負担を極力抑えつつ一定の健全度を確保できる見込みです。

平成6年度・7年度に建設した汚泥焼却施設財源として借入れた企業債の償還が終了する令和7年度までは非常に厳しい資金繰りとなるため、新規借入れ額については約 3億5,000万円/年を上限とし、建設投資額についても約 6億1,000万円/年(国庫補助対象事業: 約 5億1,000万円/年、単独事業: 約 1億円/年)を上限としています。

◇ 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管路建設費は、下水道の面整備が概成となったことから、約 2,000万円/年を見込んでいます。

管路改築費は、『秩父市下水道ストックマネジメント計画実施方針(管路施設編)』に基づき、約 2億6,000万円/年(国庫補助対象事業)を見込んでいます。

処理場・ポンプ場改築費は、『秩父市下水道ストックマネジメント計画実施方針(処理場・ポンプ場施設編)』に基づき、約 2億3,000万円/年(国庫補助対象事業)を見込んでいます。

その他、更新事業に係る単独事業費として、約 1億円を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	国の交付金や企業債を適切に活用し、基準外繰入金に依存することのない適正な下水道使用料を設定します。 ○経費回収率: R8以降100%以上を確保 ○企業債残高: R7以降38億円程度で推移 ○基準外繰入金: R8以降ゼロ
-----	--

◇ 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入の基礎となる有収水量は、0.5%/年程度ゆるやかに減少すると推測しています。令和5年度の使用料単価125.8円/m³は、令和8年度時点で160.8円/m³(平均改定率29%の使用料改定を行う場合)に改善し、それ以降、国が最低水準として要請する使用料単価 150円/m³以上を保つことを目標としています。使用料算定期間については、秩父市下水道事業審議会の答申(令和2年1月)を踏まえて5年間とすることで、社会情勢の変化に対応する適正な下水道使用料の見直しを行っていきます。

◇ 企業債に関する事項

平成6年度・7年度に建設した汚泥焼却施設財源として借入れた企業債の償還が終了する令和7年度までは非常に厳しい資金繰りとなる見込みです。企業債残高は、令和5年度末現在 38億1,485万円ありますが、以降38億円程度で推移するよう起債額を抑制していきます。

◇ 繰入金に関する事項

令和5年度の一般会計からの繰入金4億2,332万円のうち基準外繰入金は2億3,349万円となっており、一般会計繰入金に依存した経営を行っていますが、適時下水道使用料を見直していくことで、令和8年度以降は基準外繰入金ゼロを継続し、独立採算の原則に基づく公平公正で安定した経営を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費に関する事項	職員数は、14人(事務部門:5人、管路施設維持管理部門:3人、処理場・ポンプ場施設維持管理部門:4人、建設改良部門:2人)とし、過去実績を踏まえてほぼ同額を見込んでいます。
動力費に関する事項	過去実績と汚水処理水量推計を踏まえた見込み額を計上しています。
薬品費に関する事項	過去実績と汚水処理水量推計を踏まえた見込み額を計上しています。
修繕費に関する事項	過去実績を踏まえて、ほぼ同額を見込んでいます。
委託費に関する事項	施設の維持管理と更新を一体として民間事業者に委ねる「ウォーターPPP」の導入については検討段階であるため、委託費に反映せず、過去実績を踏まえた見込み額を計上しています。
支払利息に関する事項	事業費に対する起債充当率は100%で設定していますが、将来の支払利息の低減を図るため元金均等償還方式を採用しており、支払利息は年々減少する見込みです。
減価償却費に関する事項	秩父市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、管路施設、処理場・ポンプ場施設の改築更新に伴い、増加する見込みです。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	『埼玉県生活排水処理施設整備構想(広域化・共同化計画)』において、下水汚泥の共同処理(単独公共下水道から流域下水道へ)について検討していくこととしています。 また、埼玉県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社等の関係団体が、災害対応、人材育成、勉強会、広報啓発活動、共同発注、共同購入にあたり連携して取り組むこととしています。
投資の平準化に関する事項	『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づき、適正な点検・調査によって下水道施設の状態を把握し、劣化した施設に対しては、リスク評価による優先順位を考慮した対策を行うことにより、適正かつ合理的な施設管理に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づく管路施設、処理場・ポンプ場施設の更新を継続的に実施していく中、施設の維持管理と更新を一体として民間事業者に委ねる「ウォーターPPP」導入の可能性について検討するとともに、先進技術を活用した経営の効率化に努めます。
その他の取組	下水道未整備地区については、地域の実情に応じた最適な汚水処理システムについて検討するため、下水道事業の全体計画区域の見直しを行います。 また、秩父市上下水道耐震化計画(令和7年1月策定)に基づき、下水道システムの急所施設及び避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	秩父市下水道事業審議会の答申(令和2年1月)を踏まえて、下水道使用料の改定を検討し、以降も概ね5年ごとに見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	高度処理施設の将来的な整備構想に備えて確保している用地の一部を、「尾田蒔・下郷テニスコート」用地としてスポーツ所管課へ貸付けています。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理と更新を一体として民間事業者に委ねる「ウォーターPPP」導入の可能性について検討するとともに、先進技術を活用した経営の効率化に努めます。なお、民間活用にあたっては、職員の技術力が低下しないよう適切な措置を講じていきます。
--	---

職員給与費に関する事項	「ウォーターPPP」の導入可能性について検討し、実現可能であれば、それに伴う職員数の削減を反映していきます。
動力費に関する事項	処理場動力費の削減を目的に送風機の更新を検討しています。また、「ウォーターPPP」の導入可能性について検討し、動力費に関しても委託範囲に含めることが有利であるか検討します。
薬品費に関する事項	「ウォーターPPP」の導入可能性について検討し、薬品調達に関しても委託範囲に含めることが有利であるか検討します。
修繕費に関する事項	『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づき、適正な点検・調査によって下水道施設の状態を把握し、リスク評価による優先順位を考慮した対策を行うことにより、修繕費の抑制に努めます。また、「ウォーターPPP」の導入可能性について検討し、修繕費に関してもリスク分担等を勘案しながら委託範囲に含めることが適切であるか検討します。
委託費に関する事項	「ウォーターPPP」の導入可能性について検討するとともに、先進技術を活用した経営の効率化に努めます。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

毎年度、決算状況を確認し、収支計画と実績の乖離を分析し、概ね5年ごとに収支計画の見直し(ローリング)及び経営戦略の改定を行います。

6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

公共下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

毎年度、経営状況を検証し、おおむね5年後に経営戦略を改定するに当たっては、水洗化率の向上と費用の縮減に注力することで利用者負担を最小限に抑えることを基本とし、必要に応じて下水道使用料を見直し、経費回収率100%以上を目指します。

	決算値	経営戦略計画期間(令和6年度～令和15年度)における目標値	
	令和5年度	令和6、7年度	令和8年度 ～ 令和15年度
経費回収率	84%	84%	100%

＜具体的な取り組み、実施予定時期及び業績指標＞

【取組1】 水洗化率の向上	予定時期: 毎年度継続 業績目標: 水洗化率98%以上を維持
令和5年度における秩父市の水洗化率は98.7%となっています。未接続者からは下水道使用料を徴収できないため、広報での周知や戸別訪問などを継続して行い、水洗化率の向上と使用料の増収を図ります。	
【取組2】 費用縮減の取り組み	予定時期: 令和6、7年度 業績目標: ウォーターPPP導入検討
『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づき、適正な点検・調査によって下水道施設の状況を把握し、劣化した施設に対しては、リスク評価による優先順位を考慮した対策を行うことにより、適正かつ合理的な施設管理に努めます。 また、下水道施設の長寿命化や施設の維持管理と更新を一体として民間事業者委ねる「ウォーターPPP」の導入について検討するとともに、先進技術を活用した経営の効率化に努めます。下水道未整備地区については、地域の実情に応じた最適な汚水処理システムについて検討するため、下水道事業の全体計画区域の見直しを行い、施設の合理化を推進します。	
【取組3】 下水道使用料の適正化	予定時期: 令和9年度 業績目標: 使用料単価150円/㎡以上を維持
使用料の見直しについては、過去に開催した秩父市下水道事業審議会の答申においても、概ね5年度ごとに行うことが適当とされていることから、国が最低水準として要請する使用料単価 150 円/㎡以上を確保するための検討を進め、その後も概ね5年ごとに見直しを行い、適正な使用料を維持します。	

7. 原価計算表

計算期間 R7～R12
(5年間)

< 収入の部 >

単位:千円

項 目	最近1箇年 間の実績 (R5)	投資・財政計画計上額						
		R7	R8	R9	R10	R11	5年合計	5年平均
使 用 料 (X)	440,870	433,233	558,991	556,051	553,040	549,958	2,651,273	530,255
そ の 他	633,275	649,585	454,160	469,805	485,141	500,066	2,558,757	511,751
合 計	1,074,145	1,082,818	1,013,151	1,025,856	1,038,181	1,050,024	5,210,030	1,042,006

< 支出の部 >

単位:千円

項 目		最近1箇年 間の実績 (R5)	投資・財政計画計上額						
			R7	R8	R9	R10	R11	5年合計	5年平均
維持管理費	維 持 管 理 費 合 計	427,266	432,464	432,278	431,923	431,560	431,186	2,159,411	431,882
	控 除 繰 入 金 等	120,310	134,018	134,018	134,018	134,018	134,018	670,090	134,018
	雨 水 処 理 費	51,832	63,207	63,207	63,207	63,207	63,207	316,035	63,207
	水 質 規 制 費	3,561	3,992	3,992	3,992	3,992	3,992	19,960	3,992
	水 洗 便 所 等 普 及 費	3,197	3,611	3,611	3,611	3,611	3,611	18,055	3,611
	不 明 水 処 理 費	60,460	62,068	62,068	62,068	62,068	62,068	310,340	62,068
	高 度 処 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 繰 入 金	1,260	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140	5,700	1,140
	汚 水 維 持 管 理 費	306,956	298,446	298,260	297,905	297,542	297,168	1,489,321	297,864
資本費	資 本 費 合 計	501,804	550,768	560,934	573,994	586,682	598,898	2,871,276	574,255
	企 業 債 利 息	55,614	54,587	51,142	49,098	47,052	45,077	246,956	49,391
	減 価 償 却 費	435,943	491,267	504,878	519,982	534,716	548,907	2,599,750	519,950
	資 産 減 耗 費	10,247	4,914	4,914	4,914	4,914	4,914	24,570	4,914
	控 除 繰 入 金 等	283,057	326,617	300,203	315,848	331,184	346,108	1,619,960	323,992
	雨 水 処 理 費	33,833	40,652	40,652	40,652	40,652	40,652	203,260	40,652
	高 度 処 理 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 資 本 費 対 策 経 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	分 流 式 下 水 道 等 繰 入 金	35,608	68,112	35,924	44,929	54,287	63,467	266,719	53,344
	そ の 他	78	0	0	0	0	0	0	0
	長期前受金戻入分の控除額	213,538	217,853	223,627	230,267	236,245	241,989	1,149,981	229,996
	汚 水 資 本 費	218,747	224,151	260,731	258,146	255,498	252,790	1,251,316	250,263
合 計 (Y)		525,703	522,597	558,991	556,051	553,040	549,958	2,740,637	548,127
資 産 維 持 費 (Z)		0	0	0	0	0	0	0	0
使用料対象経費(Y) + (Z)		525,703	522,597	558,991	556,051	553,040	549,958	2,740,637	548,127

< 使用料水準についての説明 >

項 目	最近1箇年 間の実績 (R5)	投資・財政計画計上額						
		R7	R8	R9	R10	R11	5年合計	5年平均
回収率(使用料/使用料対象経費) 【(X)÷((Y)+(Z))*100】	83.9%	82.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.7%	96.7%

令和5年度の使用料単価は 125.8 円/㎥ であり、国が最低水準として要請する全国平均単価の 150 円/㎥ を下回っています。
使用料の見直しについては、過去に開催した秩父市下水道事業審議会の答申においても、概ね5年度ごとに行うことが適当とされていることから、使用料単価 150 円/㎥ 以上を確保するよう検討を進め、その後も概ね5年ごとに見直しを行う予定です。投資・財政計画上の使用料単価については、R8年度以降160.8円/㎥となるよう設定しています。

※1 維持管理費と資本費の合計には、受託工事費及び特別損失は含まれていません。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分													
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	518,815	526,902	537,794	537,519	663,277	660,337	657,326	654,244	651,088	647,983	644,805	641,553
	(1) 料 金 収 入	434,747	440,870	433,508	433,233	558,991	556,051	553,040	549,958	546,802	543,697	540,519	537,267
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	58	75	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
	(3) そ の 他	84,010	85,957	104,232	104,232	104,232	104,232	104,232	104,232	104,232	104,232	104,232	104,232
	2. 営 業 外 収 益	546,637	546,411	539,157	544,957	349,532	365,177	380,513	395,438	411,959	412,056	399,217	354,483
	(1) 補 助 金	330,846	332,377	314,365	314,365	113,166	122,171	131,529	140,710	150,724	152,403	147,871	127,841
	他 会 計 補 助 金	325,846	325,377	308,365	308,365	107,166	116,171	125,529	134,710	144,724	146,403	141,871	121,841
	そ の 他 補 助 金	5,000	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	212,597	213,538	212,053	217,853	223,627	230,267	236,245	241,989	248,496	246,914	238,607	213,903
	(3) そ の 他	3,194	496	12,739	12,739	12,739	12,739	12,739	12,739	12,739	12,739	12,739	12,739
	収 入 の 計 (C)	1,065,452	1,073,313	1,076,951	1,082,476	1,012,809	1,025,514	1,037,839	1,049,682	1,063,047	1,060,039	1,044,022	996,036
	1. 営 業 費 用	882,405	867,371	906,370	921,112	934,537	949,286	963,657	977,474	992,784	991,367	977,203	930,725
	(1) 職 員 給 与 費	87,161	83,026	86,064	86,064	86,064	86,064	86,064	86,064	86,064	86,064	86,064	86,064
	基 本 給 与 費	48,909	46,594	48,282	48,282	48,282	48,282	48,282	48,282	48,282	48,282	48,282	48,282
	退 職 給 付 費												
収 益 的 支 出	そ の 他	38,252	36,432	37,782	37,782	37,782	37,782	37,782	37,782	37,782	37,782	37,782	37,782
	(2) 経 営 費	354,401	348,402	347,879	347,842	347,656	347,301	346,938	346,564	346,183	345,808	345,424	345,031
	動 力 費	68,945	61,087	66,544	66,512	66,348	66,035	65,715	65,386	65,050	64,720	64,381	64,035
	修 繕 費	16,015	13,489	15,274	15,274	15,274	15,274	15,274	15,274	15,274	15,274	15,274	15,274
	材 料 費	70	96	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
	そ の 他	269,371	273,730	265,957	265,952	265,930	265,888	265,845	265,800	265,755	265,710	265,665	265,618
	(3) 減 価 償 却 費	440,843	435,943	472,427	487,206	500,817	515,921	530,655	544,846	560,537	559,495	545,715	499,630
	2. 営 業 外 費 用	70,673	61,774	66,691	62,174	58,729	56,685	54,639	52,664	50,720	49,128	47,276	45,767
	(1) 支 払 利 息	63,195	55,614	59,105	54,588	51,143	49,099	47,053	45,078	43,134	41,542	39,690	38,181
	(2) そ の 他	7,478	6,160	7,586	7,586	7,586	7,586	7,586	7,586	7,586	7,586	7,586	7,586
	支 出 の 計 (D)	953,078	929,145	973,061	983,286	993,266	1,005,971	1,018,296	1,030,138	1,043,504	1,040,495	1,024,479	976,492
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	112,374	144,168	103,890	99,190	19,543	19,543	19,543	19,544	19,543	19,544	19,543	19,544
	特 別 利 益 (F)	175	832	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
	特 別 損 失 (G)	1	1,407	366	366	366	366	366	366	366	366	366	366
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	174	△ 575	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		112,548	143,593	103,866	99,166	19,519	19,519	19,519	19,520	19,519	19,520	19,519	19,520
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		220,424	291,477	303,866	299,166	219,519	219,519	219,519	219,520	219,519	219,520	219,519	219,520
流 動	資 産 (J)	445,976	590,701	533,640	492,807	436,757	364,839	301,094	245,524	209,513	185,195	174,566	147,191
	う ち 未 収 金	55,753	53,626	56,486	56,450	72,799	72,417	72,025	71,625	71,214	70,811	70,397	69,975
	流 動 負 債 (K)	454,674	525,169	420,402	369,098	376,694	377,242	377,522	367,062	355,857	336,707	332,039	327,371
	う ち 建 設 改 良 費 分	397,197	381,224	380,403	329,102	336,715	337,295	337,608	327,181	316,011	296,894	292,261	287,628
流 動	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金	48,205	134,490	31,309	31,306	31,289	31,257	31,224	31,191	31,156	31,123	31,088	31,053
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		518,757	526,827	537,740	537,465	663,223	660,283	657,272	654,190	651,034	647,929	644,751	641,499
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	123,100	224,100	346,300	347,500	349,700	350,900	353,100	354,300	356,500	254,700	260,100	236,300
		うち資本費平準化債	50,000	50,000										
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金	14,001	12,280	11,098	11,098								
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国(都道府県)補助金	10,500	119,100	247,774	248,650	250,338	251,253	252,940	253,824	255,549	177,260	181,372	163,056
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金	10,842	11,723	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		9. その他	151		485	485	485	485	485	485	485	485	485	485
		計 (A)	158,594	367,203	606,657	608,733	601,523	603,638	607,525	609,609	613,534	433,445	442,957	400,841
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	158,594	367,203	606,657	608,733	601,523	603,638	607,525	609,609	613,534	433,445	442,957	400,841
	資本的支出	1. 建設改良費	94,924	303,405	609,460	611,474	615,355	617,460	621,341	623,374	627,342	447,277	456,733	414,607
		うち職員給与費	11,316	12,280	11,098	11,098	11,098	11,098	11,098	11,098	11,098	11,098	11,098	11,098
		2. 企業債償還金	405,284	397,197	381,224	380,403	329,102	336,715	337,295	337,608	327,181	316,011	296,894	292,261
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)	500,208	700,602	990,684	991,877	944,457	954,175	958,636	960,982	954,523	763,288	753,627	706,868
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		341,614	333,399	384,027	383,144	342,934	350,537	351,111	351,373	340,989	329,843	310,670	306,027
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	230,057	232,651	265,288	274,267	282,104	290,568	299,324	307,771	316,955	317,495	310,670	290,641
		2. 利益剰余金処分別												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他	111,557	100,748	118,739	108,877	60,830	59,969	51,787	43,602	24,034	12,348		15,386
		計 (F)	341,614	333,399	384,027	383,144	342,934	350,537	351,111	351,373	340,989	329,843	310,670	306,027
	補填財源不足額 (E)-(F)													
	他会計借入金残高 (G)													
	企業債残高 (H)		3,987,948	3,814,851	3,779,927	3,747,024	3,767,622	3,781,807	3,797,612	3,814,304	3,843,623	3,782,312	3,745,518	3,689,557

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分			409,321	411,042	412,224	412,224	248,643	257,449	266,604	275,578	285,381	286,850	282,105	261,856
うち基準内繰入金			214,927	189,829	238,291	243,002	248,643	257,449	266,604	275,578	285,381	286,850	282,105	261,856
うち基準外繰入金			194,394	221,213	173,933	169,222								
資本的収支分			14,001	12,280	11,098	11,098								
うち基準内繰入金			2,685											
うち基準外繰入金			11,316	12,280	11,098	11,098								
合 計			423,322	423,322	423,322	423,322	248,643	257,449	266,604	275,578	285,381	286,850	282,105	261,856

秩父市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秩父市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本市は、平成17年4月に秩父市、吉田町、大滝村、荒川村の1市1町2村が合併し、本市が管理する農業集落排水施設は6施設となりました。

旧秩父市においては、太田上地区、久那地区、別所・巴川地区の3施設、旧吉田町においては、小川戸・塚越地区、明ヶ平・小川地区、女形地区の3施設を整備したもので、最も古い施設は平成9年に供用開始されており、多くの施設は既に15年以上経過しています。

令和5年度の使用(処理)人口は、713戸の1,740人であり、区域内の接続可能戸数に対する接続戸数の接続率は86.6%となっていますが、農村部の高齢化、人口減少は著しく、今後は、接続率の低い地区において接続率を上げ、使用料収入を確保していく必要があります。

また、老朽化している施設は更新時期を迎えており、将来を見通した適切で合理的な施設の改修・更新を実施しています。将来にわたって健全で安定的な事業運営を推進していくことが求められています。

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成14年度 太田上(21年) 平成18年度 久那(17年) 平成22年度 別所・巴川(13年) 平成 9年度 小川戸・塚越(26年) 平成12年度 明ヶ平・小川(23年) 平成12年度 女形(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用) (令和6年4月1日)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	13.4 (人/ha)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	6処理区		
処 理 場 数	6施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和2年度に策定した最適整備構想や再編計画では、吉田地域の女形と明ヶ平・小川を小川戸・塚越に統合すると検討しました。旧市内の3施設は検討した結果、統合や下水道への接続は効果が見込まれないと示されました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	人数定額制 基本料金(1世帯当たり月額) 2,000円＋人数割料金(1人当たり月額) 400円						
業務用使用料体系の概要・考え方	【事業所、公共施設等の場合】 基本料金(1世帯当たり月額) 2,000円＋人数割料金(1人当たり月額) 400円 【飲食製造業、医療機関、民宿、理容業等の場合】 基本料金(1世帯当たり月額) 3,000円＋人数割料金(1人当たり月額) 400円 【元気村(レクリエーション施設)】 基本料金 30,000円						
その他の使用料体系の概要・考え方	料金の設定なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,520	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,124	円
	令和4年度	3,520	円		令和4年度	2,842	円
	令和5年度	3,520	円		令和5年度	2,362	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	下水道課の職員数は令和6年度現在、13人です。 農業集落排水事業は、下水道課1人、吉田総合支所地域振興課1人の2人体制で担当しています。業務内容及び業務量を把握し、適切な職員数の配置に努め、効率的な事業運営に取り組んでいます。
事業運営組織	令和6年度から農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業に地方公営企業法を適用し、両事業特別会計を下水道事業会計(令和元年度地方公営企業法適用)に統合しました。下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業の3つを報告セグメントとし、事業を運営しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設保守点検業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」とおり(この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的としています。)

令和5年度の経費回収率は53.7%で、令和4年度の74.7%と比較し約21%低下しました。これは処理施設の光熱水費等の費用が増加したことにより、汚水処理に係る維持管理費が増加したために経費回収率が下がったものです。施設更新等の新規事業で発生する費用負担増により、経費回収率は大きく変動することがありますので、常に使用料の収入確保と汚水処理費の支出抑制に取り組む必要があります。当市の農業集落排水事業は、規模が小さく処理区域内人口密度が低いいため、相対的に汚水処理原価は高い傾向にあります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

秩父市の10年後の人口推計は、コーホート変化率法による推計により、現在の58,892人(令和5年4月1日現在)から49,506人(令和15年)と、およそ84.06%に減少するという推計結果が出ており、農業集落排水事業処理区域内においても同様の人口減が予想されます。

【参考】農業集落排水事業処理区域内人口2,213人(R5.4.1)→10年後約84.06%換算の場合1,860人

(2) 有収水量の予測

令和5年度末の有収水量は227,626 m^3 で、前年度の205,935 m^3 と比較すると21,691 m^3 (10.53%)増加しています。令和5年度末の接続率は戸数ベースで86.6%となっており、接続率はこれ以上大幅に上がることが見込めない状況であることや、将来の処理区域内人口の減少を考えると、有収水量は今後は緩やかに減少していくものと推測されます。

(3) 使用料収入の見通し

令和5年度末の農業集落排水使用料は、25,083千円で前年度の29,265千円と比較すると▲4,182千円(▲14.29%)と減少しておりますが、令和6年度から企業会計移行に伴う3月打ち切り決算により2～3月分の使用料収入が減となったことによるものです。現在、使用料収入について明らかな減少傾向は見られませんが、将来、処理区域内人口の減少が想定されるため、使用者減少に伴い使用料収入も緩やかに減少していくものと考えています。

(4) 施設の見通し

処理施設の老朽化に対処するため、進行する人口減少等を踏まえた効果的な施設更新を順次進めています。令和2年度には、久那地区の更新工事を行い計画人口1,450人→910人にスケールダウンを図りました。令和3年度には、明ヶ平・小川地区の更新工事を行いました。令和2年度に策定した最適整備構想や再編計画を踏まえ、今後は、最適化を図った各施設の年次計画等を参考にして、適切な施設更新を実施していきます。国の補助金等を活用し投資の平準化を図りながら、計画的な施設の更新に努めていきます。

(5) 組織の見通し

組織体制の見直しについては、公営企業会計に移行したことにより、下水道課全体で見直しを行う必要性があります。吉田地域の施設を管轄している吉田総合支所の意向も踏まえ検討します。

3. 経営の基本方針

◇公共用水域の水質保全

農業集落排水事業は、計画的な施設の維持管理を実施することで、農村生活環境の向上を図り、農業用水の水質保全に努めます。

◇持続可能な施設管理の構築

地区住民による施設の清掃作業等を通じ、地区の重要な公共施設であることの意識醸成を図ります。また、令和2年度に策定した農業集落排水施設のストックマネジメントを実践するための最適整備構想を策定しました。今後も設の修繕・改築を計画的に行い、財政的負担の低減を考慮した平準化を図り、持続可能な施設管理を構築します。

◇安定した経営基盤の確立

経営感覚を持った職員を育成し、安定した財政運営を図ることで、経営基盤の強化に努めます。国が示した新ロードマップに基づき、公営企業会計へ移行したことにより、よりきめ細やかな経営分析を基に経営基盤の強化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙「投資・財政計画(収支計画)」のとおり (18～19ページ参照)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	農業集落排水施設の最適整備構想で策定した施設・設備の更新計画を検討しながら、計画的で効率的な施設等の機能強化を図り、適切な施設の維持管理に努めていきます。

◇投資の目標に関する事項

本市の農業集落排水事業は、全ての地区において整備が完了しているため、新規整備にかかる建設改良費は計上しておりません。

◇管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

供用開始以降、20年以上経過した施設もあり、施設の老朽化に対処するため、進行する人口減少等を踏まえた効果的な施設更新を進めています。小川戸・塚越地区は平成28年度～30年度に、太田上地区は平成30年度及び令和元年度に更新工事を行い、久那地区は令和2年度に更新工事を実施して計画人口のスケールダウンを図りました。明ヶ平・小川地区は令和3年度に更新工事を行いました。令和6年度以降は令和2年度に策定した最適整備構想の各施設の年次計画等を参考にして、経済的かつ合理的な施設更新を実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	未接続者への接続を促し、使用料収入の増収及び確保に努めていきます。

◇使用料収入

整備事業が完了している中で、処理区域内の人口減少に伴い、使用料収入は減少していく見込みです。接続率の低い地区における未接続者への接続を促し使用料の増収を図るとともに、使用料の改定については、公共下水道事業の改定後、戸別合併処理浄化槽事業とあわせて検討していきます。

◇他会計繰入金

一般会計からの繰入金については、繰出し基準に基づき算出していますが、収支が均衡しないために基準外繰入金として計上しています。基準外の繰入れについては、維持管理費の削減を図り、最低限の繰入れに努めます。

◇補助金及び地方債

既存施設の改修・更新事業を実施していきますが、農林水産省の「農山漁村地域整備交付金」と「農村整備事業」を活用し地方債の借入により、財源の確保を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◇職員給与費に関する事項

職員1名分を計上し、年1%の増加を算定しています。

◇動力費・薬品費に関する事項

各施設の更新にあたっては、処理人口の減少による施設規模の縮小(スケールダウン)も考えられることや、節電効果の高い機器類に更新することにより、電力費を中心に削減できるものと見込んでいます。

◇修繕費に関する事項

経費節減のため、修繕費は最小限に抑える必要があり、最適整備構想の策定により計画的に執行していきます。

◇委託費に関する事項

現在の委託料と同額を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	将来の人口減少等による事業規模の縮小化等は、効率性が低下し、経営の悪化を招く恐れがあります。令和2年度に策定した最適整備構想や再編計画を踏まえ、将来を見据えた統合等の可能性を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想に基づく各施設の年次計画や市財政の負担軽減等を考慮し、投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	公共下水道事業、戸別合併処理浄化槽事業とあわせて官民連携の検討をしていきます。
その他の取組	検討していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の改定については、企業会計の移行に伴い、より健全な経営が求められる中で、公共下水道事業が改定した後に、戸別合併処理浄化槽事業と併せて検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	検討していません。
その他の取組	検討していません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設の維持管理業務については、既に民間業者に委託しています。
職員給与費に関する事項	職員1名分を計上していますが、最小限の人員で適切なサービスが提供できるよう努めます。
動力費に関する事項	電気代が高騰する中で、機器の更新の際には高効率・省電力型の機器を導入し電気代の削減に取り組めます。
薬品費に関する事項	処理水の水質に配慮した、品質と価格の両面においてバランスの良い製品を活用します。
修繕費に関する事項	最適整備構想の施設機能診断評価結果や維持管理業者からの施設監視報告等を参考に、効率的かつ計画的に実施します。
委託費に関する事項	委託料の削減について、方策を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	令和2年度に策定した最適整備構想を基に、財源・投資計画等について改めて検討し、適宜見直し(ローリング)を行うことを予定しています。
---------------------	---

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入			24,498	26,677	26,410	26,146	25,885	25,626	25,370	25,116	24,865	24,616
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			24,498	26,677	26,410	26,146	25,885	25,626	25,370	25,116	24,865	24,616
		(3) そ の 他												
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金			158,093	152,723	149,871	151,049	150,933	152,198	154,048	157,296	155,458	155,167
		他 会 計 補 助 金			93,912	91,810	94,810	96,000	96,000	98,000	98,000	104,000	104,000	104,000
		そ の 他 補 助 金			87,112	91,810	91,810	96,000	96,000	98,000	98,000	104,000	104,000	104,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 補 助 金			6,800		3,000							
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入			64,179	60,913	55,061	55,049	54,933	54,198	56,048	53,296	51,458	51,167
		(3) そ の 他			2									
	収 入 計 (C)				182,591	179,400	176,281	177,195	176,818	177,824	179,418	182,412	180,323	179,783
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費			167,351	166,703	161,362	162,096	159,086	158,959	163,337	161,374	158,341	158,430
		基 本 給 付 費												
		退 職 給 付 費												
	(2) 経 費	経 費			75,137	73,833	77,559	77,766	73,975	74,186	74,399	74,614	74,832	75,052
		動 力 費			20,830	20,554	20,759	20,966	21,175	21,386	21,599	21,814	22,032	22,252
		修 繕 費			6,135	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費			181	200	200	200	200	200	200	200	200	200
		そ の 他			47,991	46,479	50,000	50,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000
		(3) 減 価 償 却 費			92,214	92,870	83,803	84,330	85,111	84,773	88,938	86,760	83,509	83,378
	2. 営 業 外 費 用				9,967	7,999	7,589	7,204	7,220	6,800	7,253	7,638	6,971	6,320
特 別 収 入	(1) 支 払 利 息	(1) 支 払 利 息			8,666	7,999	7,589	7,204	7,220	6,800	7,253	7,638	6,971	6,320
		(2) そ の 他			1,301									
		支 出 計 (D)			177,318	174,702	168,951	169,300	166,306	165,759	170,590	169,012	165,312	164,750
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)				5,273	4,698	7,330	7,895	10,512	12,065	8,828	13,400	15,011	15,033
	特 別 利 益 (F)				1									
	特 別 損 失 (G)				3,422									
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 3,421									
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				1,852	4,698	7,330	7,895	10,512	12,065	8,828	13,400	15,011	15,033
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)													
	流 動 資 産 (J)				23,742	17,633	7,016	8,851	5,682	11,284	12,635	11,297	11,155	10,761
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金				7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304
	う ち 未 収 金				59,771	60,793	61,804	61,543	58,761	61,990	65,180	64,081	64,413	62,075
	う ち 建 設 改 良 費 分				52,251	54,108	55,119	54,858	52,076	55,305	58,495	57,396	57,728	55,390
	う ち 一 時 借 入 金													
	う ち 未 払 金				6,685	6,685	6,685	6,685	6,685	6,685	6,685	6,685	6,685	6,685
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				24,498	26,677	26,410	26,146	25,885	25,626	25,370	25,116	24,865	24,616
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的 収 入	1. 企 業 債			6,000	20,000	23,000	45,000	24,500	70,000	70,000	20,000	20,000	20,000
	うち 資本費平準化債				20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金					3,000	17,500	4,500	50,000	50,000			
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金			438	438	438	438	438	438	438	438	438	438
	9. そ の 他												
	計 (A)			6,438	20,438	26,438	62,938	29,438	120,438	120,438	20,438	20,438	20,438
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)			6,438	20,438	26,438	62,938	29,438	120,438	120,438	20,438	20,438	20,438
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費			18,226	10,760	19,655	44,751	18,848	109,946	110,045	10,145	10,246	10,348
	うち 職員給与費			9,466	9,560	9,655	9,751	9,848	9,946	10,045	10,145	10,246	10,348
	2. 企業債償還金			51,474	52,551	54,108	55,119	54,858	52,076	55,305	58,495	57,396	57,728
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
	計 (D)			69,700	63,311	73,763	99,870	73,706	162,022	165,350	68,640	67,642	68,076
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				63,262	42,873	47,325	36,932	44,268	41,584	44,912	48,202	47,204	47,638
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			15,314	31,957	28,742	29,281	30,178	30,575	32,890	33,464	32,051	32,211
	2. 利益剰余金処分別												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他			47,948	10,916	18,583	7,651	14,090	11,009	12,022	14,738	15,153	15,427
	計 (F)			63,262	42,873	47,325	36,932	44,268	41,584	44,912	48,202	47,204	47,638
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)				559,834	527,283	496,175	486,056	455,698	473,622	488,317	449,822	412,426	374,698

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分				87,112	91,810	91,810	96,000	96,000	98,000	98,000	104,000	104,000	104,000
	うち基準内繰入金			84,330	80,388	80,388	80,388	80,388	80,388	80,388	80,388	80,388	80,388
	うち基準外繰入金			2,782	11,422	11,422	15,612	15,612	17,612	17,612	23,612	23,612	23,612
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計				87,112	91,810	91,810	96,000	96,000	98,000	98,000	104,000	104,000	104,000

余 白

秩父市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秩父市

事 業 名 : 戸別合併処理浄化槽事業

策 定 日 : 令和 7 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成11年度 (25年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用) (令和6年4月1日)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	41.39人/km ²	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数			
処 理 場 数	2, 368基(戸別合併処理浄化槽設置基数)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	定額制 5～ 10人槽:1,210円/月(税込) 11～20人槽:1,430円/月(税込) 21～50人槽:2,310円/月(税込) ※清掃は別途使用者負担		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※過去3年度分を記載	平成○年度	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り)
	平成○年度	円	平成○年度
	平成○年度	円	平成○年度

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	下水道課 13名 ○課長(課統括) ○公共下水道 9名 ○農業集落排水 1名(戸別合併処理浄化槽事業との兼務あり) ○戸別合併処理浄化槽 2名(農業集落排水事業との兼務あり)
事業運営組織	当市の浄化槽整備は市町村合併以前、旧大滝村が平成11年度、旧吉田町では平成13年度、また、旧荒川村においては平成15年度より浄化槽市町村整備推進事業(市設置)を開始し、旧秩父市では平成元年度から継続して浄化槽設置整備事業(個人設置への補助)を実施していました。 平成17年4月1日の市町村合併以降、平成19年度までの3年間は、本庁、各総合支所において、それぞれ従来の方法により事業を所管していましたが、平成20年度より市内全域を浄化槽市町村整備推進事業に統合するとともに生活衛生課が事務を執り行うことになりました。また、平成22年度の機構改革により、それぞれ別の部局で所管されていた公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽のすべての汚水処理事業を一本化し、現在は下水道課の所管として3事業を進めています。なお、下水道課の体制では、3名で兼務しながら農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業を運営しております。 令和6年度から農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業に地方公営企業法を適用し、両事業特別会計を下水道事業会計(令和元年度地方公営企業法適用)に統合しました。下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業の3つを報告セグメントとし、事業を運営しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	保守点検について市内を8エリアに区分けし保守点検業者と2年間の長期継続契約により実施しています。実施から5サイクル目に入りましたが、さらに効率化を図るため、契約期間の長期化についても検討します。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

秩父市の10年後の人口推計は、コーホート変化率法による推計により現在の58,892人(令和5年4月1日現在)から49,506人(令和15年)と、およそ84%に減少するという推計結果が出ており、浄化槽処理区域内においても同様の人口減が予想されます。

【参考】浄化槽処理区域内人口22,765人(R5.4.1)→10年後84%換算の場合19,123人

(2) 使用料収入の見通し

使用料については人口の減少に伴い、休廃止の件数が増加する可能性もありますが、毎年80基程度の増加を見込んでいるため使用料収入も、管理基数に比例して増収となる見込です。

(3) 施設の見通し

当市が管理する浄化槽は平成11年度に設置されたものが最も古く、現在25年が経過したところです。消耗品のブロワの故障、その他経年劣化による内部機器の故障件数は増えていますが、部品交換等によって対応しています。浄化槽の耐用年数は概ね30年とされており、初期に設置した浄化槽が耐用年数を迎えるのは5年後になりますが、躯体は30年以上の使用にも耐えうるものとされていますので、計画終盤では、修繕による延命化あるいは更新の必要性について判断を迎える時期になります。

また、管理基数については今後年間80基ずつ新設する予定ですので、年間に数件の休廃止があるものの、10年後の公共浄化槽(旧市町村整備推進事業)による管理基数は3,000基に及ぶ見込です。

(4) 組織の見通し

現在、下水道課における浄化槽事務は、浄化槽法に係る規制事務や指導事務も含めて2名で担当していますが、管理基数の増加、事業年数の経過とともに管理事務は徐々に煩雑さを増している状況です。10年後3,000基の管理基数になるころまでには職員の増員が必要になります。

3. 経営の基本方針

「環境立市ちちぶ」に相応しい清流の流れるまちづくりを推進するために、公共用水域の更なる水質保全に努めます。

○令和元年6月19日ユネスコエコパークに登録された甲武信エリアを源流に市の中央を流れる荒川は、平成14年2月18日付で荒川上流域全体が生活排水対策重点地域に指定され、以降、現秩父市を構成する合併前の旧大滝村、旧荒川村を含む流域自治体が戸別合併処理浄化槽の普及促進に取り組んできました。

また、平成12年9月6日付で重点地域に指定されていた赤平川流域でも旧吉田町が同様の取り組みを始め、二つの流域を中心に市内全域において現在の秩父市生活排水処理基本計画に沿った汚水処理施設整備事業を進めています。秩父市の汚水衛生処理率は重点地域指定時の平成13年度末で60%弱であったのに対し、現在は87.1%(令和6年4月1日)まで上昇していますが、埼玉県生活排水処理基本構想に基づき令和7年度概成を目指して引き続き汚水衛生処理率の向上に努めます。

○一般会計からの繰入額の上昇を抑制し事業の健全経営に努めるとともに、社会情勢の変化に対応しながら浄化槽の適正管理が行われるよう最適な運営方法を追究していきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙「投資・財政計画(収支計画)」のとおり (26～27ページ参照)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	当事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、5ヶ年の地域計画に基づき実施しています。令和2年度からの現計画では令和3年度以降毎年120基を目標値としていますが、近年設置基数は減少傾向にあり、毎年100基を割る状況となっています。このため本収支計画では、より現実的な数値によって予測を立てるため実績値に近づけた100基を目標として投資計画を見込んでいます。今後の地域計画(令和8年度)では、80基を目標値としていきたいと考えております。
-----	---

・広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化については、点在する施設の性質上、維持管理コストの削減が見込めないことや、管轄区域が広範になるなど業務の効率化が期待できないことから実施しません。

・投資の平準化に関する事項

当事業は、公共下水道や農業集落排水など大規模な設備に多額の初期投資を要する必要がなく、投資の平準化に対しては該当ありません。

・民間の活力の活用に関する事項

当市では、事業開始から25年が経過し、年間設置実績は徐々に減少傾向にはありますが、浄化槽管理事務の煩雑さが増す中、人員削減も行われ、PPP等の民間活力を活用していく必要があると考えております。

・防災・安全対策に関する事項

該当なし

・その他

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標 当市では循環型社会形成推進交付金の浄化槽市町村整備推進事業（公共浄化槽整備推進事業）を活用して事業を実施しているため、投資財源の構成比率は概ね固定されたものとなっています。 自主財源を抑制させるためには、高率補助である、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の補助要件を満たすよう、特に単独処理浄化槽や汲取り便槽からの転換を促進し地方債発行額を低く抑えることで、現状の水準と同レベルの財源を確保することを目標とします。
・財源の目標に関する事項 投資に係る財源については設置費分担金、国庫補助金、県補助金、地方債を充当しています。設置費分担金については事業の定義により工事費の10分の1程度を徴収するものとされていますので、現状どおりの額を見込みます。国庫補助金、県補助金については転換基数の大小によって交付額に影響し、とりわけ国庫補助金については補助要綱の改正により転換基数の割合が厳格化され、補助要件を満たすことが難しくなったことから、目標では事業費の2分の1の高率補助の獲得を掲げているものの、収支計画においては、補助率を3分の1に下げ、厳しい条件により交付額を見込んでいます。 ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 使用料については、今後は年間80基程度の新設に伴う使用料を加算しています。設置対象は居住用住宅であるため5～10人槽の使用料、年額13,200円に消費税を乗じて得た額の80基分として、年間116万円の増収を見込んでいます。 この事業は生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与すること、公共用水域の水質保全を最優先として行われてきたもので、他の汚水処理事業と比較して、収益性は重視されてきませんでした。近年、企業会計移行へのロードマップが示されるなど、公営企業としての健全経営が求められるようになってきたため、今後は地方債の償還部分なども含めて料金の検討を行う必要があると考えます。 ・企業債に関する事項 企業債に関しては発行額を抑えられるよう事業運営を目指しますが、収支計画では毎年80基分の設置工事に係る充当財源として最大値の年5千万円程の借入を見込んでいます。 ・資産の有効活用に関する事項 該当なし ・その他 なし	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項 8エリアに区域分けした市内浄化槽処理区域の保守点検業務について、保守点検業者との業務委託契約により実施しています。 ・職員給与費に関する事項 管理基数の増加に伴い、職員の増員が必要になることから、給与費は増額となります。 ・動力費に関する事項 該当なし ・薬品費に関する事項 該当なし ・修繕費に関する事項 使用年数の経過とともに故障件数が増えますが、設置者の瑕疵によらない故障の修繕については使用者負担のため修繕費は見込んでいません。 ・委託費に関する事項 委託費は管理基数に比例しての増加を見込んでいます。 ・その他	
---	--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	当市では事業開始から既に25年以上経過しており新設の設置基数は減少傾向にありますが、維持管理の件数は年々増加していきます。また老朽化に対応すべく業務が煩雑化していくと考えているため、PPP等の民間活力は今後必要と考えております。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	当市の戸別合併処理浄化槽事業の使用料は、保守点検及び法定検査、その他の経常経費の一部で構成され、清掃に係る費用は自己負担としています。このため使用者が年間の維持管理に掛ける費用は一般的な浄化槽一基分の維持管理費と変わりませんが、使用料として捉えた場合の汚水処理原価は160円/m³程度と、類似団体平均値と比較して5割ほどの計算になります。 平成31年1月、公営企業会計への移行に関するロードマップが示され、令和6年度より公営企業会計へ移行しました。これにより、より健全な経営が求められることもあるためサービス内容の改変とともに料金改定についても検討する必要があります。一方、事業開始から25年以上が経過し、この事業の目的であった汚水衛生処理率の向上、浄化槽の維持管理が定着してきたという観点から、当面は現在の事業を継続しながら、公共下水道事業や農業集落排水事業の他事業の料金改定を行った後、料金改定の検討を進めていきます。 なお、当事業は一般会計からの繰出金により事業費を補填しながら運営していることから、繰入額は現在の水準を保ち、今後の市の財政事情を考慮しつつ、必要に応じて料金の見直しを検討する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	管理基数の増加に伴い維持管理に関する民間活力の活用は、今後、益々重要な役割を果たすものと考えます。基数の増加に伴う人員不足の解消策としての民間委託、あるいは、仮に払い下げした場合、現事業に代わる維持管理の仕組みづくりは民間活力なくして構築できませんので、いずれにしても活用の幅は広がることが見込まれます。
職員給与費に関する事項	現在の状況で事業規模が拡大していった場合、職員を増員する必要性が生じてきます。このため、台帳管理その他職員が行う作業についてのシステム導入やWPPP等による効率化を図るなど、職員数、給与費の抑制についての検討を行います。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	更新については概ね5年ごとに事後検証を行い、検証結果に基づき見直しを行います。なお、補助事業の制度改正や経営環境を取り巻く状況に著しい変化が生じた場合はそれら要因を加味したうえで臨機に反映させるものとします。
---------------------	---

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	0	0	30,033	30,640	31,247	31,854	32,461	33,068	33,675	34,282	34,889	35,496
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)			30,033	30,640	31,247	31,854	32,461	33,068	33,675	34,282	34,889	35,496
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他	0	0										
		(1) 補 助 金	0	0	146,761	135,023	142,369	143,578	144,787	150,996	152,121	152,682	153,006	152,792
	他 会 計 補 助 金	そ の 他 補 助 金			106,260	92,780	99,000	99,000	99,000	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000
					97,260	83,780	90,000	90,000	90,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入				9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
					40,499	42,241	43,367	44,576	45,785	46,994	48,119	48,680	49,004	48,790
	(3) そ の 他				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	収 入 計 (C)		0	0	176,794	165,663	173,616	175,432	177,248	184,064	185,796	186,964	187,895	188,288
	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費	0	0	151,370	154,950	158,066	161,020	163,974	166,928	169,601	170,435	170,698	169,527
		基 本 給 与 費			14,127	14,226	14,302	14,378	14,454	14,530	14,606	14,682	14,758	14,834
	退 職 給 付 費	そ の 他			7,600	7,676	7,752	7,828	7,904	7,980	8,056	8,132	8,208	8,284
					6,527	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550
	(2) 経 費	動 力 費	0	0	54,198	54,207	54,207	54,207	54,207	54,207	54,207	54,207	54,207	54,207
		修 繕 費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	材 料 費				391	400	400	400	400	400	400	400	400	400
		そ の 他			45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	(3) 減 価 償 却 費				53,762	53,762	53,762	53,762	53,762	53,762	53,762	53,762	53,762	53,762
	2. 営 業 外 費 用		0	0	83,045	86,517	89,557	92,435	95,313	98,191	100,788	101,546	101,733	100,486
	(1) 支 払 利 息				8,422	9,199	9,720	10,179	10,584	10,934	11,234	11,487	11,700	11,895
		(2) そ の 他			8,414	9,191	9,712	10,171	10,576	10,926	11,226	11,479	11,692	11,887
	支 出 計 (D)		0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		0	0	159,792	164,149	167,786	171,199	174,558	177,862	180,835	181,922	182,398	181,422
特 別 利 益 (F)			0	0	17,002	1,514	5,830	4,233	2,690	6,202	4,961	5,042	5,497	6,866
特 別 損 失 (G)					1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (F)-(G) (H)					2,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			0	0	△ 2,828	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			0	0	14,174	1,514	5,830	4,233	2,690	6,202	4,961	5,042	5,497	6,866
流 動 資 産 (J)	うち 未 収 金													
	うち 建設改良費分													
流 動 負 債 (K)	うち 一時借入金													
	うち 未払金													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			0	0	30,033	30,640	31,247	31,854	32,461	33,068	33,675	34,282	34,889	35,496
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債			65,100	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000
		うち資本費平準化債			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計負担金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金			43,628	31,084	31,084	31,084	31,084	31,084	31,084	31,084	31,084	31,084
		7. 固定資産売却代金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金			10,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120
		9. その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	0	0	118,848	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			0	0								
		純計 (A)-(B) (C)	0	0	118,848	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204	93,204
	資本的支出	1. 建設改良費			117,886	93,254	93,300	93,300	93,300	93,300	93,300	93,300	93,300	93,300
		うち職員給与費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企業債償還金			37,561	38,128	41,326	44,070	46,824	49,408	51,763	54,173	54,889	56,018
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)	0	0	155,447	131,382	134,626	137,370	140,124	142,708	145,063	147,473	148,189	149,318
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	0	0	36,599	38,178	41,422	44,166	46,920	49,504	51,859	54,269	54,985	56,114
		補填財源												
		1. 損益勘定留保資金			0	5,683	36,504	39,248	42,002	44,586	46,941	49,351	50,067	51,196
		2. 利益剰余金処分量												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他			36,599	32,495	4,918	4,918	4,918	4,918	4,918	4,918	4,918	4,918
		計 (F)	0	0	36,599	38,178	41,422	44,166	46,920	49,504	51,859	54,269	54,985	56,114
		補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他会計借入金残高 (G)												
		企業債残高 (H)			685,692	701,564	714,238	724,168	731,344	735,936	738,173	738,000	737,111	735,093

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 決 見 込	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		0	0	97,260	83,780	90,000	90,000	90,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
	うち基準内繰入金			59,052	46,946	48,602	51,602	54,602	57,602	60,602	60,602	60,602	60,602
	うち基準外繰入金			38,208	36,834	41,398	38,398	35,398	37,398	34,398	34,398	34,398	34,398
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		0	0	97,260	83,780	90,000	90,000	90,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000

余 白

経営比較分析表（令和5年度決算）

埼玉県 秩父市

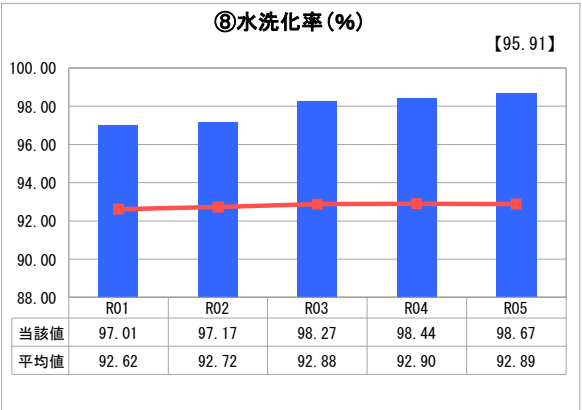
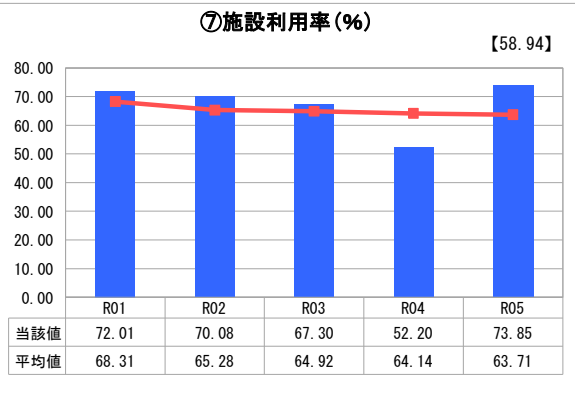
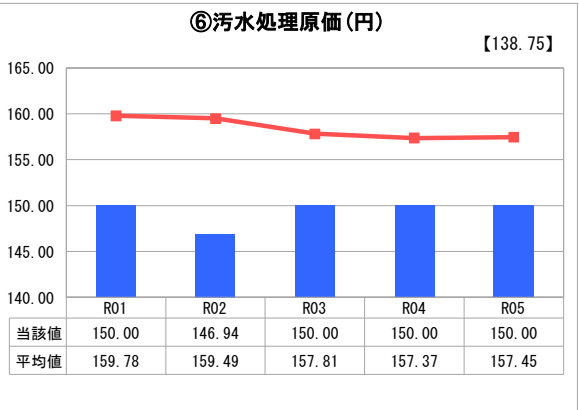
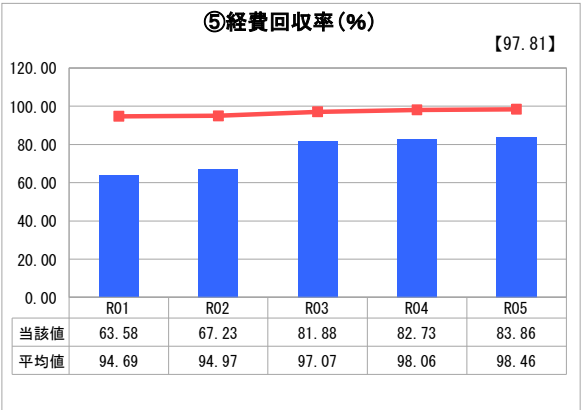
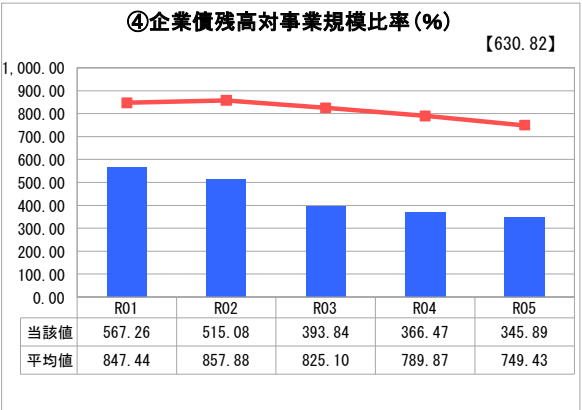
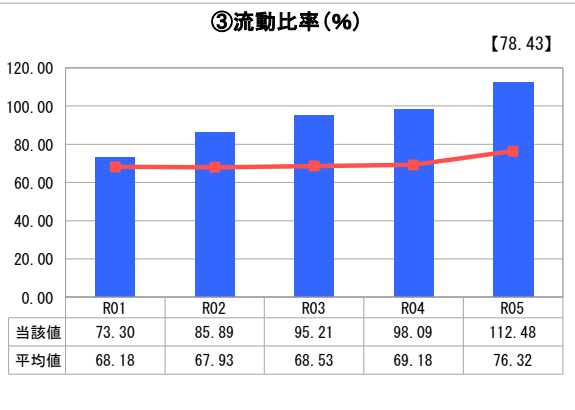
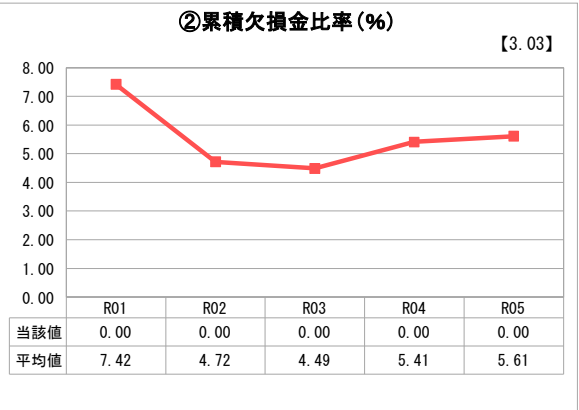
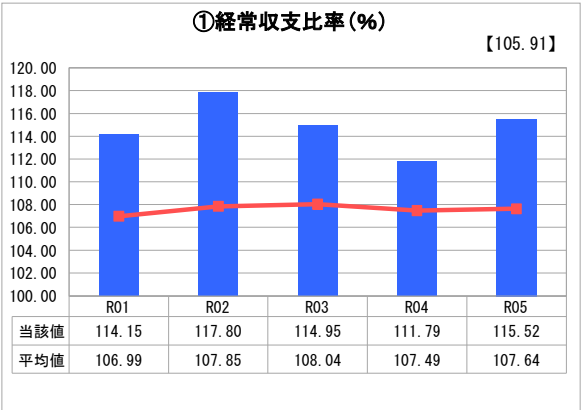
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	63.85	56.79	63.36	2,151

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
58,223	577.83	100.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
32,828	9.78	3,356.65

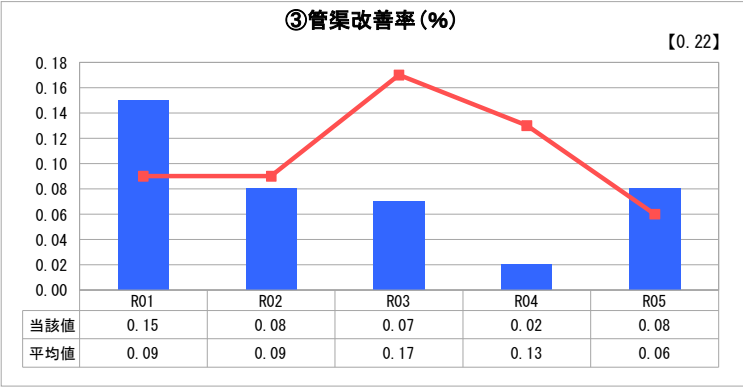
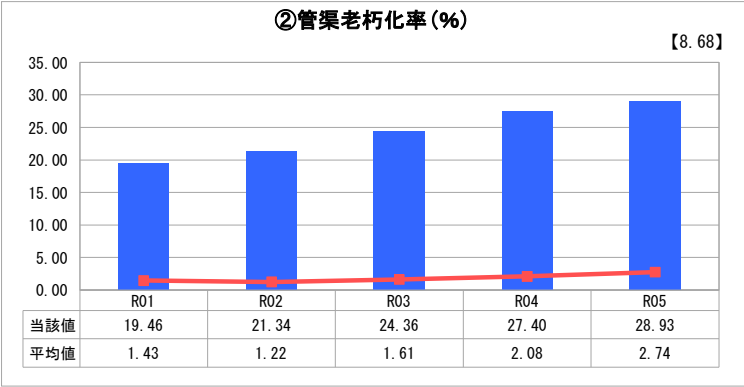
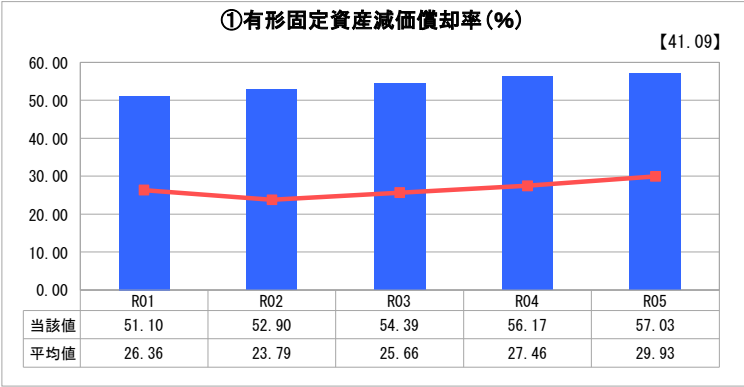
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価
経常収支比率は100%を超えているが、経費回収率は100%を下回っていることから、一般会計からの赤字補填の繰入金で経営を維持している状況である。経費回収率は、令和2年11月に平均改定率29%増の使用料改定を行った結果、82%程度まで改善し、その後はほぼ横ばいである。使用料については経営戦略に基づき概ね5年毎に見直しを行う予定である。汚水処理原価は、分流式下水道等に要する繰出金により、今後も150円/㎡で高止まりすることが推測される。

②累積欠損金比率
累積欠損金は発生していないが、一般会計からの赤字補填の繰入金で黒字を維持している状況であるため、使用料の見直し作業を実施する予定である。

③流動比率
令和5年度の流動比率は未払金の増加により100%を超えたが、依然として資金繰りが十分確保されていないため、資本費平準化債を活用していく。

④企業債残高対事業規模比率
汚泥焼却施設建設のために借入れた企業債の償還が完了する令和7年度までは厳しい資金繰りとなる見込みであるが、新規借入れの抑制や使用料改定により、徐々に改善すると推測している。

⑦施設利用率
晴天時現在処理能力21,000㎡に対して60%前後の施設利用率で推移している。なお、令和5年度における晴天時最大処理水量は21,515㎡を記録した。（102%）

⑧水洗化率
類似団体及び全国平均ともに上回っており高い数値となっている。今後も100%を目指し、接続への普及活動を継続していく。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率
全国平均、類似団体平均を大きく上回っている。これは、令和元年度から地方公営企業法を適用した際、資産の老朽化度合いを適切に把握するため、資産取得時の取得価額を貸借対照表に計上するとともに、資産取得時から減価償却が行われてきたものとして算定した減価償却累計額を計上する取り扱いにしたためである。昭和28年から管渠の建設が始まり、処理場については、昭和55年に供用開始しているため、有形固定資産減価償却率は高い傾向にある。

②管渠老朽化率、③管渠改善率
下水道管渠延長214kmに対して、法定耐用年数を超えた管渠は約61.9km(29%)となっており、10年後には41%、20年後には56%まで増加する見込みである。管渠改善率は、全国平均を下回っているが、今後もストックマネジメント計画に基づき計画的に管渠の更新工事を実施していく。

全体総括

下水道事業の経営の健全化のためには、使用料の見直しによる財源確保とストックマネジメント計画に基づく投資の最適化、維持管理の効率化による汚水処理原価の削減等、不断の努力が必要である。

使用料の見直しについては、秩父市下水道事業審議会からの答申において、概ね5年度ごとに行うことが適当とされていることから、令和6年度中には、国が要請する全国平均使用料単価の150円/㎡の改定に向けて検討を進める予定である。

下水道事業経営戦略については、令和3年度から10年間を対象として策定している。近年の急激な物価高、電気料の高騰等、計画と実績との乖離が生じることが予想されるため、令和6年度中に収支計画の見直しを行う予定である。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

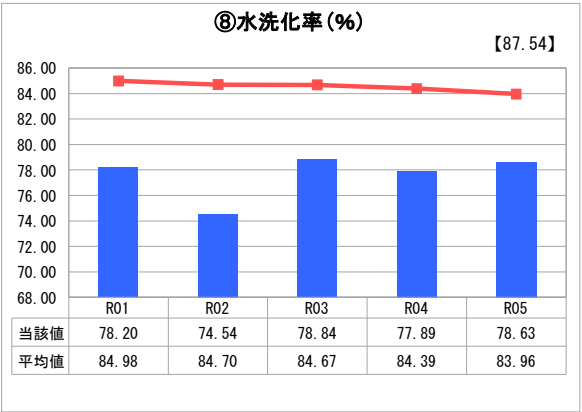
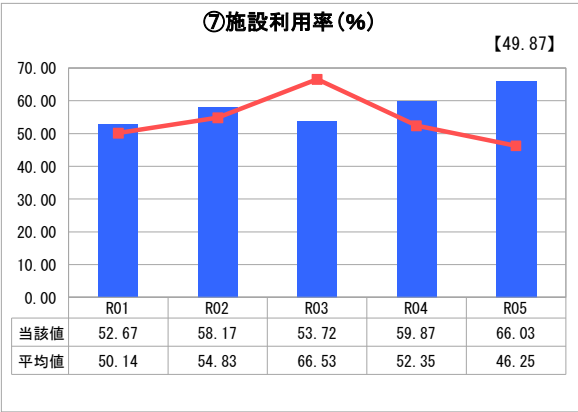
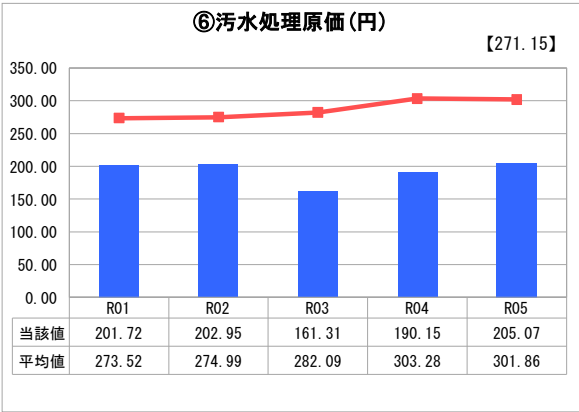
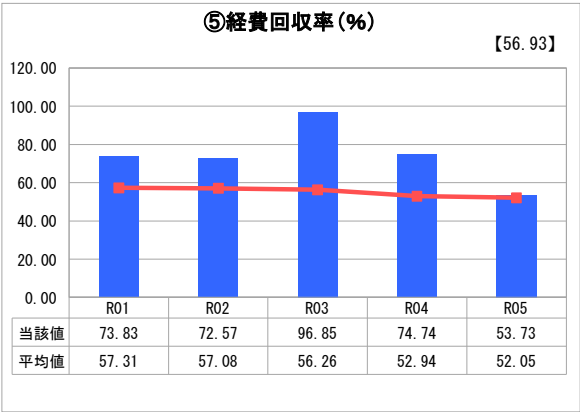
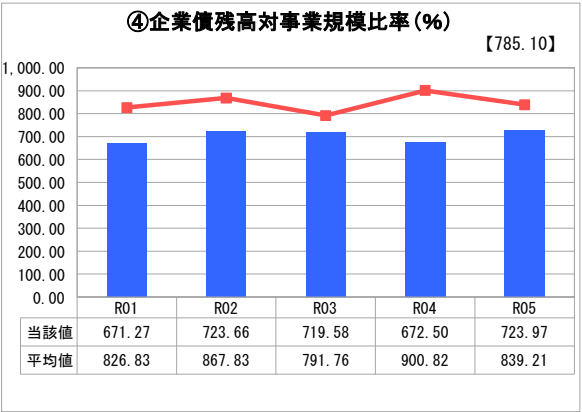
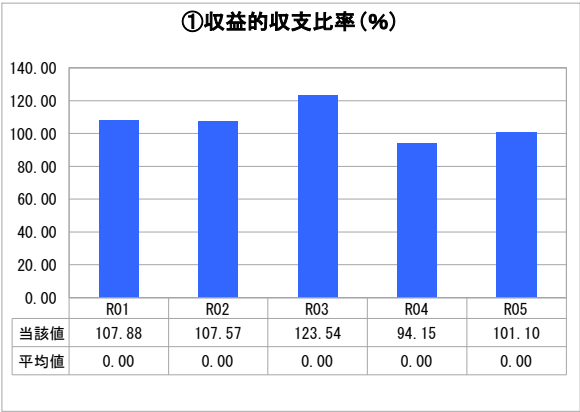
埼玉県 秩父市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	3.83	100.00	3,520

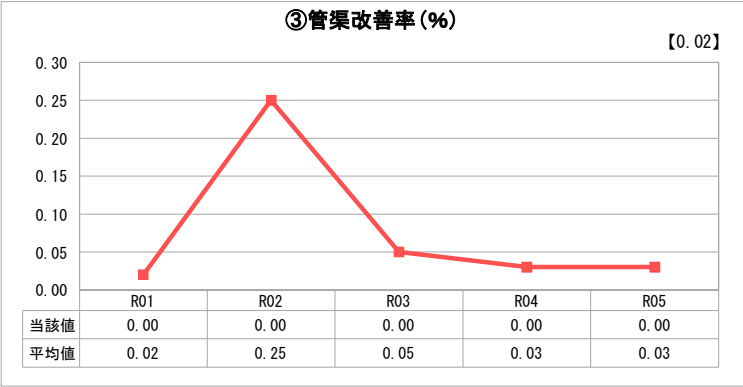
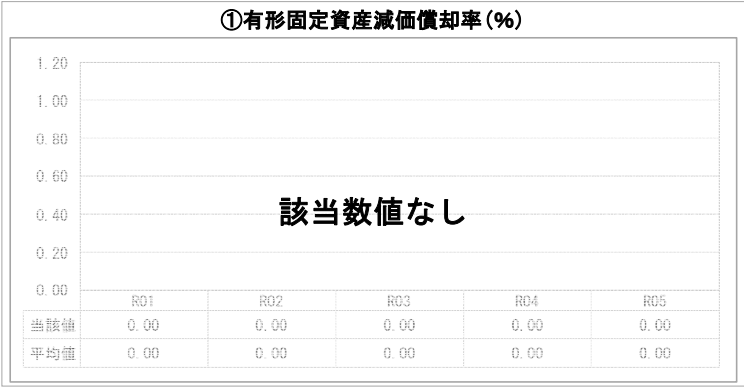
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
58,223	577.83	100.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,213	1.37	1,615.33

■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的比率について、令和元年度～令和3年度は黒字であり、更新工事等の費用に係る繰入金を増額したことが主な要因である。令和4年度は更新工事がなく繰入額も減額したため100%を下回った。令和5年度は令和6年度に企業会計移行に伴う費用のため繰入金を増額したため黒字となった。今後も健全な経営を進めるため、総収益の確保を図る。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均値と比較して低いが、更新工事を実施すると企業債残高は増加傾向となる。令和6年度から企業会計に移行するため、使用料の改定も視野に入れる。

⑤経費回収率については、類似団体平均値と比較して高いが、100%を下回っている。汚水処理費について使用料以外の収入で賄われている部分が多くあると分析する。省エネ機器の導入等により汚水処理費の削減を図りたい。

⑥汚水処理原価については、類似団体と比較して低い。今後も投資の効率化や、維持管理費の節減、接続率の向上を図る必要がある。

⑦施設利用率については、市の6施設のなかでも利用率に差がある。更新にあわせて計画処理能力の見直し、施設の統廃合等を検討する。

⑧水洗化率については、類似団体の平均値と比較して低い。区域には空き家や高齢の世帯も多く浄化槽を使用している世帯もあり、水洗化率を向上させるため戸別に接続をお願いする。

2. 老朽化の状況について

市内6施設の適切な更新工事を実施するため、「最適整備構想」を令和2年度に策定した。この構想に基づき、機能詳細診断の実施、維持管理適正化計画を策定し適正な更新を行う。

太田上地区は、平成14年に供用開始、平成30年度から令和元年度にかけて施設改修を実施した。久那地区は、平成18年に供用開始、令和2年度に施設改修を実施した。吉田地域では女形地区を平成24年度、小川戸・塚越地区を平成28年度から平成30年度、明ヶ平小川地区を令和3年度に施設改修を実施した。令和6年度からは、太田上地区の更新を検討する。

管渠については、改善率は0%であるが、将来の更新に備えて、財源の確保や経営に与える影響等を踏まえ、長寿命化や予防保全等を検討し、事業費の平準化を図る必要がある。

全体総括

④企業債残高対事業規模比率、⑤経費回収率、⑦施設利用率などを類似団体平均値と比べると概ね健全な経営であると判断する。

経営環境としては市の人口減少の推移から区域の人口も長期的に人口減少が見込まれるため、維持管理適正化計画の策定を踏まえ、投資規模の適正化、新技術の導入等により維持管理費の削減を図ることが重要である。

補助事業の有効活用や使用料収入等の財源確保に努め、事業経営の健全化を図る。

⑥水洗化率が類似団体平均値と比較して低いため、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全と使用料収入の増加の観点から未接続の世帯への接続の推進を図る必要がある。

令和6年4月1日から公営企業会計に移行するため、さらに健全性、効率性の向上を図りたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

埼玉県 秩父市

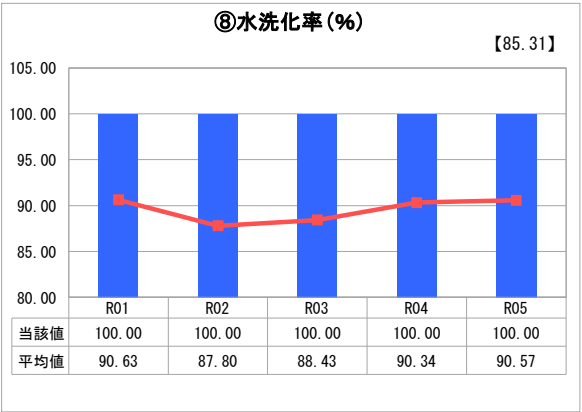
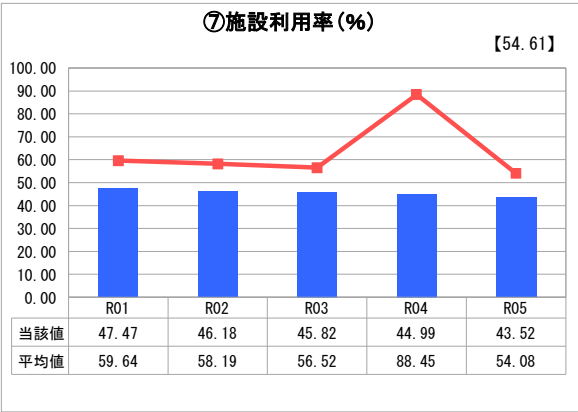
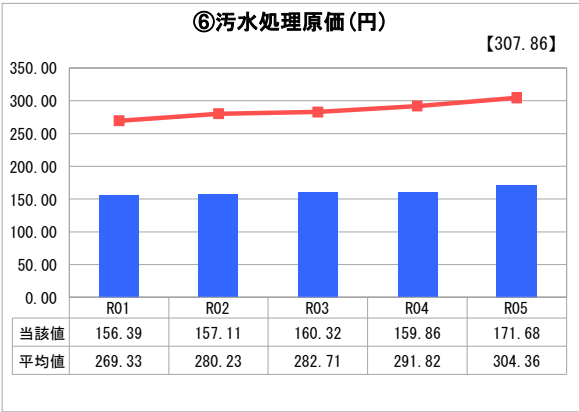
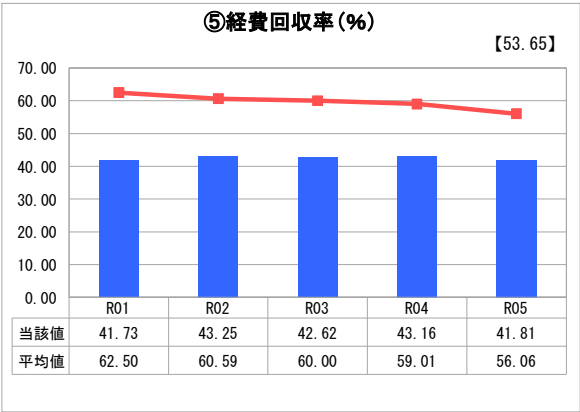
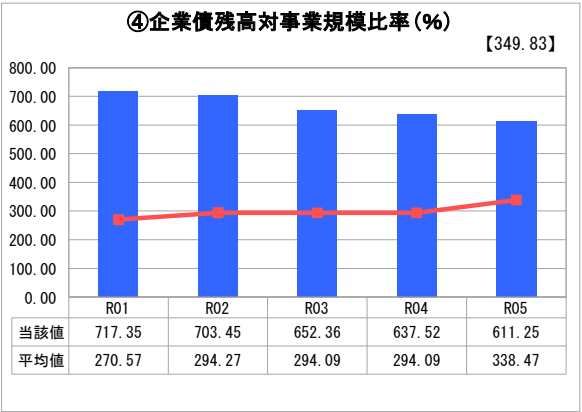
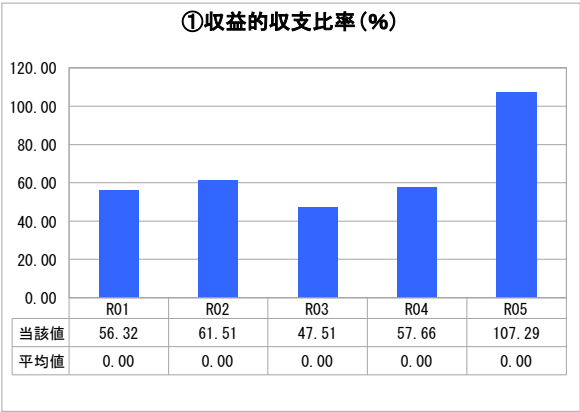
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	10.66	100.00	1,210

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
58,223	577.83	100.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
6,162	0.31	19,877.42

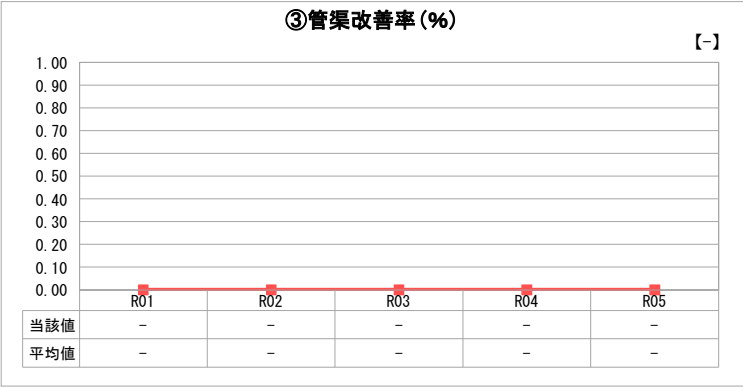
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、④企業債残高対事業規模比率
当市の特定地域生活排水処理施設事業の使用料金は定額制を採用し月1,100円（税抜）と低く設定をしているため、令和5年度における使用料単価は71.78円/m³となり、国が要請する全国平均の使用料単価150円/m³を満たしていない。分流式下水道に要する繰出金等、基準内の繰入金を受けることができず、資本費に対し基準外の赤字補填繰入金が経営を維持している現状である。なお、令和5年度は、令和6年度からの公営企業会計に移行するための準備資金として、一般会計から繰入金を繰り入れたため、収益的収支比率が高くなっているのは、そのためである。また、当該事業の資本費に対する地方財政措置（公費負担分）は制度上約7割となっている。

⑤経費回収率、⑥汚水処理原価
当市では維持管理費のうち法定検査及び保守点検費用は使用料で賄っているが、浄化槽清掃費用は各戸で使用者が直接負担しているため類似団体に比べ汚水処理原価は低くなっている。使用料収入で汚水処理に係る維持管理費分を賄えていないため、資本費及び維持管理費の不足分を一般会計からの赤字補填の繰入金によって経営を維持している。

⑦施設利用率
事業年数の長さから休止施設や人口減の状況変化により類似団体と比較して利用率は低い。

⑧水洗化率
設置後、すべて使用を開始しているため、水洗化率は100%と達成できている。

2. 老朽化の状況について

当市の特定地域生活排水処理事業は平成11年度から開始し、古いものでは25年が経過している。このため経年劣化による槽内部の消耗部品の故障件数が増加している。

当市の事業ではブロワ交換を含む消耗品の交換、修繕については使用者負担と定めているため、老朽化による維持管理経費への影響は少ないが、今後は耐用年数の到来する浄化槽本体の更新について検討を行う必要がある。

全体総括

当市の特定地域生活排水処理施設整備事業は、汚水処理の未普及地域における早期普及を最重要として開始されたもので、住民負担も最低限に設定されている。①収益的収支比率（令和5年度を除く）、④企業債残高対事業規模比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価の各指標において類似団体平均値と差が生じる要因は、低い料金設定であることと、清掃、修繕等を一部個人負担としている変則的なサービスに起因するものである。繰出基準を満たす料金設定が望ましいことである一方、増加する修繕件数に対し、使用者との費用負担の分担が維持管理経費の抑制にも繋がっていることから、料金改定に伴うサービスの改変によって生じる支出への影響を踏まえて検討する必要がある。

令和6年4月1日から公営企業会計に移行するため、さらなる健全性、効率性の向上を図りたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。